

ひと しゃかい めざ
＼すべての人にやさしい社会を目指して／



ふく おか し しょう しゃ

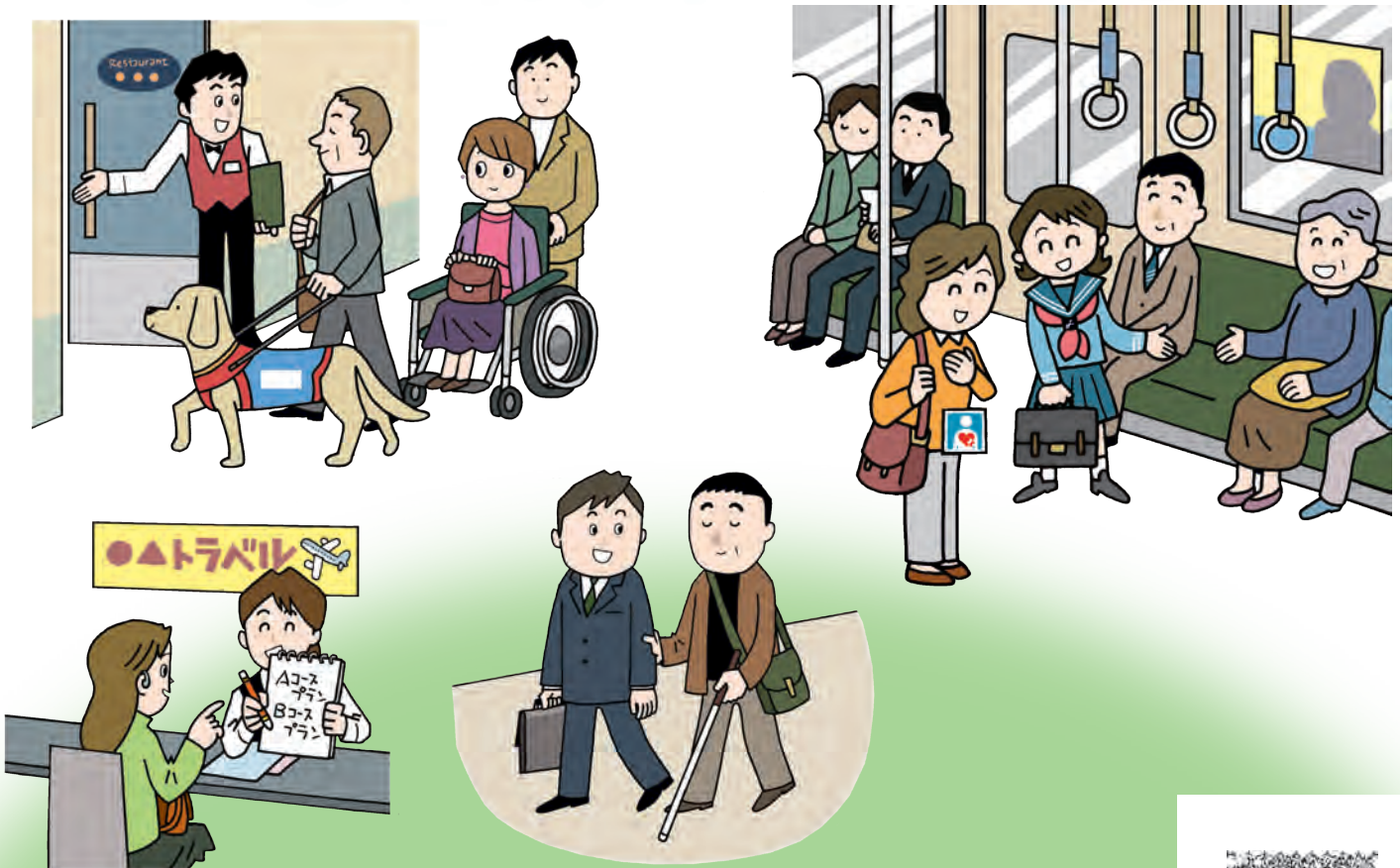
福岡市障がい者

差別解消条例

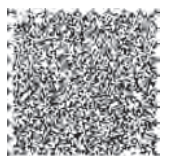
へいせい ねん がつ にちしゅう
平成31年1月1日施行

ふく おか し しょう り ゆう さ べつ しょう ひと ひと と も い しょうれい
福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

まち はし ていしょう くるま としよ の
街を走るバスが低床になって車いすもベビーカーもお年寄りも乗りやすくなりました。
えき おんきょうしき しんごう き はば ひろ ほどう ひく いち けん ばい き
駅のホームドア、音響式信号機、幅の広い歩道やスロープ、低い位置の券売機、
え も じ あんない ばん だれ ひろ
絵文字の案内板など、誰にでもやさしいユニバーサルデザインが広がっています。
しょう ひと ひと
障がいがある人たちにやさしいまちは、どんな人にもやさしいまちです。
しょう り ゆう さ べつ と く
障がいを理由とする差別がなくなるよう、みんなで取り組んでいきましょう。



さっし おんせい ひょうし ぐうすう みぎした きすう うらびょうし ひだりした いんさつ
この冊子には、音声コードが表紙と偶数ページは右下、奇数ページと裏表紙は左下に印刷されています▶



なぜ条例が必要なの？

障がいのある人たちは誤解や偏見などから、日常生活の様々な場面で、障がいを理由として不利益な取扱いを受けています。

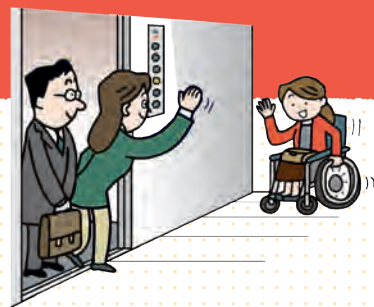
「福岡市障がい者差別解消条例」^(※)は、福岡市に住む障がいのある人たちへの差別をなくし、誰もが障がいの有無にかかわらず、互いにかけてあげのない個人として尊重しあい、支え合いながら暮らせる、やさしいまち福岡になることを目指して制定されました。



^(※)正式名称：福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

◆ 市民に求められること

障がいを理由とする差別のない社会を実現するには、市民一人ひとりが、差別をなくしていくという気持ちをもって、行動していくことが求められます。



誰もが差別することにより誰かを傷つけることはあってはならないことです。

また、障がいのある人が日常生活で困っているときに、手伝いをするのも合理的配慮のひとつです。

市民一人ひとりが、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人への理解を深めることが大切です。

障がいのある人に関するマークについて



もうじん
盲人のための
国際シンボルマーク



はくじょう
白杖 SOS シグナル普及
啓発シンボルマーク



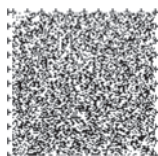
ハート・プラスマーク



オストメイトマーク



しょうさい
マークの詳細は
に しげん
二次元コードで検索



これは音声コードです。ページに書かれている文章を音声で聞くことができます。

● 障がいのある人にとっての社会的障壁とは？

◆ 困っているのは身体や心に障がいがあるから？

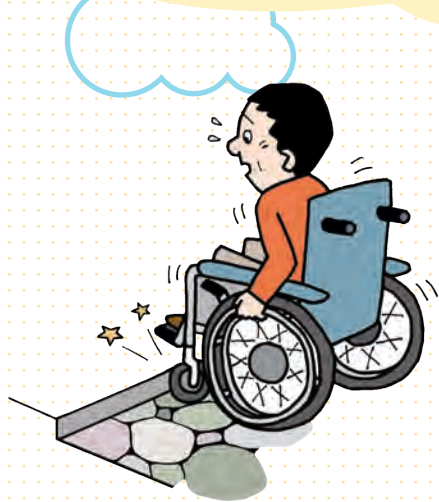
これまでの社会は、基本的に障がいのない人に合わせて施設や制度などがつくられています。そのため、障がいのない人にとっては何でもないものが、障がいのある人には生活のしづらさや不安などを感じる原因（社会生活上のバリア）となることも少なくありません。



難しい漢字ばかりだと理解しづらい人もいます

社会的障壁とは…

- ① 社会における事物
(通行、利用しにくい施設・設備など)
- ② 制度 (利用しにくい制度など)
- ③ 慣行
(障がいのある人の存在を意識していない慣習・文化など)
- ④ 観念
(障がいのある人への偏見など)



そのような、社会の側が作り出す社会生活上のバリアのことを「社会的障壁」といいます。たとえば、車いす利用者にとっての街なかの段差、視覚障がいのある人にとっての印字・画像だけの案内なども、「社会的障壁」に当たります。



障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）って何（なん）だろう？

この条例（じょうれい）では、社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）をなくすために、次の2つのことを「障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）」であるとしており、誰も（だれ）が差別（さべつ）をしてはならないことを基本的な考え方（きほんてき）としています。

1つ目は、「**不当な差別的取扱い（ふとう さべつてきとりあつかい）**」です。障がい（しょうがい）があるという理由（りゆう）だけで、障がい（しょうがい）のない人（ひと）と異なる不利益（ふりえき）な取扱い（とりあつかい）をしてはいけません。たとえば、**正当な理由（せいとう りゆう）なく、障がい（しょうがい）を理由（りゆう）として、サービス（サービス）や各種（かくしゆ）機会（きかい）を提供（ていきよう）しない、場所（ばしょ）・時間帯（じかんたい）などを制限（せいげん）する、障がい（しょうがい）のある人（ひと）だけに条件（じょうけん）を付けること（つ）などです。**

2つ目は、「**合理的配慮（ごうりてきはいりよ）をしないこと（しなひこと）**」です。障がい（しょうがい）のある人（ひと）などから、社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）を取り除（と）いてほしいという求め（もと）があったときは、その時々（ときどき）の状況（じょうきよう）に応じて、社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）を取り除（と）くことが求め（もと）られます。

いずれも、やむを得（え）ず対応（たいおう）できないときは、理由（りゆう）や事情（じじょう）を説明（せつめい）する必要があります（ひつよう）。

不当な差別的取扱い（ふとう さべつてきとりあつかい）の例（れい）

公共交通機関（こうきゆうこうつう きかん）で

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）に、バス、タクシー（たぐし）などで車いす利用者（くるま りようしゃ）、白杖（はくじよう）利用者（りようしゃ）、白杖（はくじよう）利用者（りようしゃ）などの乗車（じようしゃ）を拒否（きよひ）する



教育（きょういく）の場（ば）で

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）に、本人（ほんにん）や家族（かぞく）の意見（いけん）を聞くこと（き）なく就学先（しゅうがくさき）を決（き）める

サービス提供（ていきよう）の場（ば）で

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）にアパート（あぱーと）などの見学（けんがく）や賃貸契約（ちんたいけいやく）を断（ことわ）る

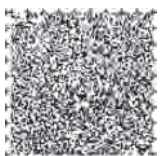


医療機関（いりようきかん）で

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）に治療（ちりよう）や入院（にゅういん）を断（ことわ）る

雇用（こよう）の場面（ばめん）で

障がい（しょうがい）を理由（りゆう）に採用（さいよう）を拒否（きよひ）する



◆ 障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の禁止（きんし）

この条例（じょうれい）では、「不当（ふとう）な差別（さべつ）的（てき）取扱い（とりあつかい）」と「合理的（ごうりてき）配慮（はいりょ）の提供（ていきょう）」について、「福岡市（ふくおかし）」と「事業者（じぎょうしゃ）」に対して、次のよう（つぎ）に定め（さだ）ています。

	不当（ふとう）な差別（さべつ）的（てき）取扱い（とりあつかい）	合理的（ごうりてき）配慮（はいりょ）の提供（ていきょう）
福岡市（ふくおかし）・事業者（じぎょうしゃ）（※1）	禁止（きんし）（してはならない）	法的（ほうてき）義務（ぎむ） （しなければならぬ）

「合理的（ごうりてき）配慮（はいりょ）の提供（ていきょう）」については、障がい（しょうがい）のある人（ひと）やその家族（かぞく）等（など）から、社会的（しゃかいてき）障壁（しょうへき）を取り除（のぞ）くために何（なん）らかの対（たい）応（おう）を必要（ひつよう）としているとの意（い）思（し）が伝（つた）えられたとき（※2）に、負（ふ）担（たん）が重（おも）すぎない範（はん）囲（い）で（※3）合理的（ごうりてき）配慮（はいりょ）をす（も）ることが求（もと）められます。

- （※1）事業者（じぎょうしゃ）には、個人（こじん）事業（じぎょう）主（ぬし）やボランティヤ活動（かつどう）をす（ぶく）るグルー（ぶく）プ（ぶく）なども含（ふく）みます。
- （※2）意（い）思（し）の表（ひょう）明（めい）がない場（ばい）合（あ）いも、合理的（ごうりてき）配慮（はいりょ）をす（かんが）えな（かんが）いと考（かんが）えら（かんが）れるとき（じ）は、自（じ）主（しゅ）的（てき）に適（てき）切（せつ）な配（はい）慮（りょ）をす（のぞ）うことが望（のぞ）ましいです。
- （※3）負（ふ）担（たん）が重（おも）すぎないかどう（き）かは、事（じ）業（ぎょう）等（など）の規（ぎ）模（ぼ）やその規（ぎ）模（ぼ）からみ（き）た負（ふ）担（たん）の程（てい）度（ど）、財（ざい）政（せい）状（じょう）況（きょう）や業（ぎょう）務（む）遂（すい）行（こう）に及（およ）ぶ影（えい）響（きょう）など（ごうり）を考（かんが）慮（りょ）して判（はん）断（だん）され（さ）れます。

◆ 環境（かんきょう）の整備（せいび）について

個別（こべつ）の場（ば）面（めん）におい（こ）て、個（こ）々（ご）の障（しょう）がい（がい）のある人（ひと）に対（たい）する合理的（ごうりてき）配慮（はいりょ）が的（てき）確（かく）に行（おこな）えよう、事（じ）前（ぜん）の改（かい）善（ぜん）措（そ）置（ち）とし（し）て施（し）設（せつ）のバ（バ）リ（リ）ア（ア）フ（フ）リ（リ）ー（ー）化（か）や事（じ）前（ぜん）に障（しょう）がい（がい）のある人（ひと）への対（たい）応（おう）に關（かん）する研（けん）修（しゅう）の實（じつ）施（し）など（の）「環（かん）境（きょう）の整（せい）備（び）」をす（おこな）うことも大（たい）切（せつ）です。

合理的（ごうりてき）配慮（はいりょ）を必要（ひつよう）とする障（しょう）がい（がい）のある人（ひと）が多（た）数（すう）見（み）込（こ）ま（こ）れる場（ば）合（あ）い、障（しょう）がい（がい）者（しゃ）と（の）關（かん）係（けい）性（せい）が長（ちやう）期（き）にわ（わ）た（わ）る場（ば）合（あ）い、その都（と）度（ど）、合理的（ごうりてき）配慮（はいりょ）を提（てい）供（こう）するよ（よ）りも「環（かん）境（きょう）の整（せい）備（び）」をす（おこな）うことが効（こう）果（か）的（てき）な場（ば）合（あ）いがあります。

障（しょう）がい（がい）のある人（ひと）に關（かん）係（けい）するマ（マ）ーク（く）について



しょうがいしゃ
障害者（しょうがいしゃ）のための
こくさい
国際（こくさい）シンボル（シンボル）マーク（マーク）



しんたいしょうがいしゃひょうしき
身体（しんたい）障（しょう）害（がい）者（しゃ）標（ひょう）識（し）



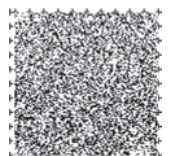
けん
ほじょ（ほじょ）犬（けん）マ（マ）ーク（く）



ヘルプ（ヘルプ）マ（マ）ーク（く）



しょうさい
マ（マ）ーク（く）の詳（しょう）細（さい）は
に（に）じげん（じげん）けんさく（けんさく）
二（に）次（じ）元（げん）コ（コ）ー（ー）ド（ド）で（で）検（けん）索（さく）



合理的配慮の提供や環境の整備、心がけたいことの例

肢体不自由の人には

段差や階段には、簡易なスロープを準備したり、車いすをかかえる、歩く時に支える、ドアを開閉するなどの手伝いをしましょう。書類の記入の時、自筆ができない人には代筆を認めるなどしましょう。



視覚障がいのある人には

会議などの資料や教材を点字や拡大文字、音声形式で用意したり、商品の内容や値段を読んで伝えるなどの配慮をしましょう。点字ブロックを人や自転車などでふさがないようにしましょう。



聴覚障がいのある人には

役所や病院・銀行などの窓口で呼び出すときは、目で見てわかる方法をとりましょう。公共交通機関等での案内は、音声と同時に表示が必要です。問合せや申込みはファックスやメールなどでも受け付けましょう。



言語障がいのある人には

筆談が行えるようにメモ用紙や筆記具を用意したり、文字で書いて内容を確認しましょう。声を発しなくても窓口に来たことを伝えられるように、呼び鈴やブザーを設置しましょう。

知的障がいのある人には

優しい態度でゆっくりと声掛けし、わかりやすい言葉や具体的な表現を選んで接しましょう。言葉以外でも絵や写真、身振りなども効果的です。漢字にはフリガナをふりましょう。

発達障がいのある人には

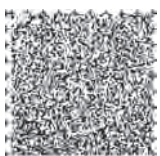
他者とのコミュニケーション、相手や場所に合わせて振る舞うこと、じっとしておくことなどが苦手です。感覚が非常に敏感で、音や光、人混みが苦手な人もいます。困っている様子があれば、静かな口調で尋ねてください。絵や写真、身振りなどを交えた方がわかりやすいこともあります。

精神障がいのある人には

適切な治療や服薬、周囲の支えによって、地域の中で安定した生活を送ることができます。ゆっくりおだやかな口調であいさつや声掛けをしてください。

内部障がい・難病などがある人には

外見からはわかりにくい病気や障がいもあることを理解し、困っている様子であれば、静かな口調で状態を尋ねてください。



合理的配慮の提供にあたっては、建設的対話が重要です

合理的配慮の申出

建設的対話による解決

建設的対話とは、合理的配慮の提供にあたって、社会的障壁を取り除くために必要な対応について、障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していく双方のやり取りのことをいいます。

建設的対話

- 「どこまでならできか一緒に考えてみましょう」
- 「違う方法がないか一緒に考えてみましょう」



障がいのある人からの申出への対応が難しい場合でも、建設的対話を通じて個別の事情などを互いに共有し、代わりの手段を見つけるなど、双方にとって納得できる形で社会的障壁を取り除くことができることがあります。

合理的配慮の提供

障がいのある人に関するマークについて



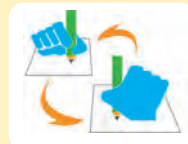
聴覚障害者標識



耳マーク



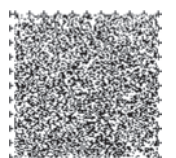
手話マーク



筆談マーク



マークの詳細は
二次元コードで検索



こま
◆ 困ったときは相談窓口があります

せんもん そうだん まどぐち
専門相談窓口

ふくおか ししょう しゃ ばん へいじつ だいい だいい もくよう
◎ 福岡市障がい者110番 <平日 9:00 ~ 17:00 第2・第4木曜 12:00 ~ 20:00>
ふくおかしちゅうおうくあらと ちようめ だいい だいい もくよう
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

でんわ
● 電話 : 092-738-0010 ● FAX : 092-791-7687
● E-mail : shougai110@c-fukushin.or.jp

しょう ひと かぞく
障がいのある人やその家族、
かんけいしゃ じぎょうしゃ
関係者、事業者

そうだん
相談

さべつ そうだん せんもん まどぐち
差別相談専門の窓口

ふくおか ししょう しゃ ばん
福岡市障がい者110番

- 説明、情報提供
- 調整・あっせん
- 関係機関へ通知
- 必要な支援

しなひ かしょ かくくしょう しゃきかんそうだん
市内14ヶ所の各区障がい者基幹相談
しえん ちようめん う っ
支援センターでも相談を受け付けてい
ます。

かい けつ
解決

さべつそうだん しょう ひと かぞく
差別相談をした障がいのある人やその家族、
かんけいしゃ ふくおかし たい しょう じょげんなど もうし
関係者は福岡市に対して、指導・助言等の申
出をすることができます。

ふくおか し しょう じょげんなど
福岡市：指導・助言等

じぎょうしゃ せいとう りゆう
事業者が、正当な理由なく
指導・助言に従わないとき

ふくおか し かんこく
福岡市：勧告

じぎょうしゃ せいとう りゆう
事業者が、正当な理由なく
勧告に従わないとき

ふくおか し こうひよう
福岡市：公表

かいけつ
解決しないとき

とあ
お問い合わせ

ふくおかし ぶく しきやくしょう しゃぶしょう きかか
福岡市福祉局障がい者部障がい企画課

ふくおかしちゅうおうくてんじん ちようめ でんわ
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 電話 : 092-711-4248 FAX : 092-711-4818
E-mail : s-kikaku.PWB@city.fukuoka.lg.jp

ふくおかししょう しゃさべつかいしょうすいしんかいぎ いけん かいてい
このパンフレットは、福岡市障がい者差別解消推進会議の意見をもとに改訂しました。

れいわ ねん がつはつこう
令和8年1月発行

